

秋田 Shef`s Make Lifix 規約

制定 2022年3月1日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は秋田 Shef`s Make Lifix (以下「本会」という。)と称し、事務所を代表宅 〒010-■■■■ 秋田市■■■■■■■■■■に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、秋田県全域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する概ね成人以上で本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、代表に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(目的)

第4条 【「食」を通して、地域住民の(内なる)パワーを充填する】

(1) 様々な社会背景の中で、孤立・孤食を余儀なくされている人々、生活困窮者などに対し「食を通じた集いの場」と「語り合いながら食べる共食の場」づくりを通して、健康的な食生活と少しでも笑顔が増える支援が提供できる。

(2) 地域住民の中で、何らかの社会貢献をしたいと考えている人々が、活躍できる場づくりをすることで、地域の住民同士の繋がりを深めることができる。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 子ども食堂や地域食堂の開催、運営補助等の支援

(2) 生活困窮家庭や高齢者、地域住民に栄養バランスのとれた食事を提供するためのボランティア支援

(3) 食堂支援基金の設置と運用

(4) 寄付金をもとにした子ども食堂や地域食堂の支援

(5) 子どもたちや高齢者、地域住民の健康や幸福に貢献するための取り組みの推進

第2章 役員

(役員の種類)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 代表、副代表は総会において、会員の中から選任する。

2 会計は、総会において、会員の中から選任する。

3 監事は、総会において、会員の中から選任し代表、副代表及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

(1) 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(総会構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年3月に開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第4号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第13条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、

会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員(監事を除く)をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、代表が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、代表が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に代表が定める。

附則

この規約は、2022年3月1日から施行する。